

伊勢市立修道小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の定義及び「伊勢市いじめ防止基本方針」のもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないという基本認識にたち、全校児童が「いじめのない、楽しい温かい学校生活」を送ることができるように本校における「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止（ネット上のいじめも含む）のための基本姿勢として、4つの視点をあげる。

(1) いじめの未然防止

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内の温かな人間関係を築く。

(2) いじめの早期発見

- ・ 小さな変化に対する敏感な気付きを大切にする。

(3) いじめへの早期対応

- ・ 迅速かつ組織的な対応で、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

(4) 重大事態への対処

- ・ いじめ対策委員会の機能化を図る。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやり、大切にする雰囲気づくりに学校全体で取り組む。そのために、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるようにする。また、教職員の資質能力の向上を図り、保護者と連携を密にしていじめの未然防止に努める。

(1) わかる授業づくり及びいじめを許さない集団づくり

- ・ CRTを基にした学力状況とQUを基にした学級集団の状況を把握し、個を大切にしながら分かる授業づくりを推進する。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、自分の思いや考えを伝え合い、友達の思いや考えを大切に受け止める楽しさを感じられる授業づくりをする。
- ・ 学習規律の徹底を図り、他を尊重し、意欲的に学習に取り組む集団づくりをする。

(2) 道徳教育及び体験活動の充実

- ・ 道徳の時間を要として、全教育活動で道徳的実践力を育てる。
- ・ 善悪の判断、思いやり・親切、信頼・友情、規範意識（権利・義務）、公正・公平、自他の生命の尊さについての自覚を深め、いじめ問題について正面から向き合うとともに、情報モラルについての考えを深める。
- ・ 自分の考えをもち、自分の考えとは異なる考え方に接する中で、自分の考えを深め、友達の考えを受け止め、自らの成長を実感できるようにする。

(3) いじめ対策委員会の活用

- ・ 生活部会を定期的に行い、児童や学級の様子を全職員で共通理解する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に開催する。（全職員で共通理解）

(4) 教育相談やカウンセリング体制の充実

- ・ QU検査（年2回）結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・ いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、研修会を開催し、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 修道小学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
- ・ 人権教育の授業参観の開催、学校・学級だより等による広報活動によりいじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ PTAの各種会議や保護者会等においていじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 早期発見、早期解決～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の観察

- ・ 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、気になる小さな変化についても情報交換し、いじめの早期発見に努め、適切な指導をする。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の相談等の機会に、児童の様子に気を配り、安心できる居場所づくりに心がける。
- ・ いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 保護者との連携

- ・ 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・ 授業参観や学級懇談・個人懇談などを通じて、普段から保護者との連携に努める。
- ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3)教育相談の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から相談できる環境をつくる。
- ・QU調査の結果を受け、教育相談期間（6月、11月の年2回）を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

(4)いじめ実態調査アンケートの実施

- ・いじめアンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、定期的の実施する。その他実態に応じて随時実施する。
- ・アンケート結果については一覧表にまとめる。

4 早期の適切な対応～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1)正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個別に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2)指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にして、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を行う。
- ・教育委員会、関係機関（警察・児童相談所・医療福祉機関・法務局など）との連絡・調整を行う。

(3)子どもへの継続的な指導・支援

- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、児童の心のケアを図る。
- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

(4)保護者・地域・関係機関との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明し、保護者の協力を求める。
- ・学校や家庭、地域及び関係機関等と協働して、児童の変化や状況把握に努め、重大化を防ぐようにする。
- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
- ・いじめの可能性があると校長が判断した場合、緊急に「いじめ対策委員会」を招集し、状況把握・対策について協議する。

5 重大事態への対応

(1) いじめの相談窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行い、いじめ対策委員会を立ち上げます。

① 学校におけるいじめの相談窓口

教頭、生活部長、養護教諭、特別支援コーディネーター

② 学校以外はいじめの相談窓口

- ・ 伊勢市教育委員会学校教育課

- ・ いじめ電話相談 毎日24時間

TEL 059-226-3779

- ・ 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

TEL 0120-0-78310（なやみ言おう）

- ・ こどもほっとダイヤル 13:00～21:00（12月29日から1月3日を除く）

TEL 0800-200-2555

- ・ 子どもの人権110番 平日のみ 8:30～17:15

TEL 0120-007-110

18歳未満の子どもからの相談が対象です。

- ・ 子ども専用報告相談窓口アプリ STANDBY 対応時間 平日のみ9:00～22:00

送信は24時間できます。

4年生以上から活用できます。

(2) いじめの可能性があると校長が判断した場合、

「いじめ対策委員会」を招集し、状況把握・対策について協議する。

<主な構成メンバー>

* 校内

校長 教頭 生活部長 担任 養護教諭

* 校外

スクールカウンセラー PTA会長 学校評議員 青少年健全育成連絡協議会会長

スクールソーシャルワーカー